

令和 8 年 9 月 20 日
八木田町内会
八木田会館管理委員会

八木田会館 ご利用時のお願い

私ども八木田町内会の集会所である「八木田会館」を、ご利用頂いておりますこと、ありがとうございます。

ご利用いただく皆様に、ご理解をお願いいたします！

**「八木田会館」、「各設備」及び「各備品」は、
「八木田町内会会員の大切な、共有財産」であることを、
ご承知おきの上、ご利用をお願いいたします。**

この度(令和 7 年、令和 8 年)、皆様に、よりよくご利用いただけるために、八木田会館を次の対応をさせていただきました。

その費用は、八木田町内会会員の皆様の会費及び福島市の委託事業としての会員の皆様のご協力をいただき、諸活動等の交付金等からの中から、使わせていただいているものです。

- ・桜づつみ公園清掃活動(ポイ捨てのないうつくしいまちづくり)
- ・河川浄化作業活動(河川愛護団体)
- ・重点衛生活動地区指定諸活動
- ・その他、諸事業

1. 令和 7 年

万全ではありませんが、玄関のスロープ(バリアフリーとは言っても不十分かも！)を設置し、車いす等での足腰が不自由な皆様にご利用していただけるように改修しました。

2. 令和 8 年

①八木田会館の室内、室外、全ての照明を「LED 照明」にいたしました。

②室内の空調設備(冷暖房、エアコン 3 台)を、更新いたしました。

➡エアコンをお使いの時は！

①原則！ 2 台のみとして下さい！

②エアコンを起動するときは、1 台ずつ起動して、起動したことを確認の上、次のエアコンを起動してください！

ご利用に当たっては！

1. 事前に、「八木田会館使用申し込み書」に記載の上、八木田会館管理者の加藤様の確認を受けて下さい。

2. 使用後は、上記申し込み書記載の各項目の確認と会館内の清掃を行って下さい。

3. 八木田会館内の「備品」等を借り出す時は、「備品貸出帳」に記載の上、管理者の確認を受けて下さい。

返す時は！元の状態、数量を確認の上で、返して下さい。

※場合によっては、八木田会館の使用を禁止させていただくこともあります！